

【米国における公表又は交付を目的とするものではありません。】



平成 27 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代 表 者 名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問 合 せ 先 広報・IR 室
電 話 番 号 03-5530-3055 (代表)

私募債に関するエージェント契約締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の私募債（以下「本私募債」という。）に関するエージェント契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本私募債発行の背景】

当社は、かねてからお知らせしておりますとおり、フィリピン共和国の首都マニラにおいて、『マニラベイリゾート』という世界最高峰のカジノ・エンターテインメントリゾートを創造すべくプロジェクトを推進してまいりました。当社は、今般、『マニラベイリゾート』の完成に必要な資金の一部を調達すること等を目的とし、本私募債に関するエージェント契約の締結を決議いたしました。当社は、『マニラベイリゾート』を完成させることで新たなコア事業を創出し、今後とも継続的な成長が見込まれるアジア地域におけるカジノ・エンターテインメントリゾート運営のトップ企業となることにより、当社の企業価値を飛躍的に高めることができると考えております。

本私募債の販売代理人には、長年にわたり当社の事業戦略を理解し、かつ、カジノ・エンターテインメント事業における資金調達案件において多くの実績を有するドイツ銀行グループのドイツ証券株式会社を選任し、本日付で同社とのエージェント契約を締結いたしました。なお、本私募債の最終発行条件は販売代理人による投資家への需要調査の結果に基づき決定されます。

【本私募債の概要】

	株式会社ユニバーサルエンターテインメント海外私募債 (海外適格購入者 (Qualified Purchaser) 限定)
1. 社債の総額	6 億米ドルから 9 億米ドル
2. 期間	5 年
3. 発行予定日	平成 27 年 8 月 7 日
4. 利率	最終的な投資家への需要調査の結果に応じて決定
5. 資金使途	既存短期借入金の返済及び『マニラベイリゾート』の建設・開発資金等に充当
6. 発行形態	米国証券法のレギュレーション S に基づく海外私募 (適格購入者 (米国の 1940 年投資会社法に規定される Qualified Purchaser) 限定)
7. 販売代理人	ドイツ証券株式会社

以 上

ご注意：この文書は、当社が株式会社ユニバーサルエンターテインメント私募債の発行に関して日本において一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本私募債は国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における証券の販売の申し込み又は証券の購入の申し込みの勧誘ではなく、これを意図するものでもありません。本私募債は、1933 年米国証券法又は米国におけるいかなる州その他の管轄における証券法に基づく登録は行われておらず、また、その登録が行われる予定もありません。1933 年米国証券法又は米国の適用のある州に係る証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において、また、米国における者の計算において若しくはその利益のために行動する者に対して証券の募集又は販売を行うことはできません。本私募債は 1933 年米国証券法のレギュレーション S に基づき米国非居住者に対してのみオフショア市場で募集されます。